平成２７年（フ）第３号
秋田県由利本荘市東梵天196番地２　市営住宅梵天団地５棟106号
債務者　佐々木雅孝
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１号
福島県南相馬市原町区二見町１丁目135　錦荘内110号室、住民票上の住所北海道函館市花園町９番20号　コーポ藤１―201
債務者　荒木　利美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第１８号
群馬県みどり市笠懸町鹿3033番地３　パールハイツＢ103
債務者　新井　郁恵
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１９号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田757番地１　アイハイツＡ205
債務者　富岡　健次
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３９号
金沢市長土塀３丁目18番11号、従前の住所埼玉県春日部市下蛭田316番地１
債務者　樋口　昌之
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
金沢市長土塀３丁目18番11号、従前の住所埼玉県春日部市下蛭田316番地１
債務者　樋口　好子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
石川県加賀市松が丘１丁目30番地15
債務者　竹内　桂子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２５号
石川県小松市南陽町１番地169　南陽ハイツ103号、従前の住所石川県能美市寺井町を23番地２
債務者　谷口　智子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２９号
長野県松本市出川町10番７号
債務者　帯刀貴代美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０９３号
愛知県日進市岩崎台１丁目1628番地２、従前の住所名古屋市天白区植田西３丁目1005番地ステップワン　４Ａ号
債務者　古田　克江（旧姓名井）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３号
滋賀県米原市高溝192番地26
債務者　中川久美子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
岐阜県大垣市恵比寿町南五丁目９　エスペランサⅡ101、住民票上の住所滋賀県長浜市宮司町1062番地
債務者　中川　雄貴
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
鳥取県西伯郡大山町名和791番地７、前住所鳥取県西伯郡大山町名和790番地１
債務者　伊澤　勝義
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１８号
鳥取県西伯郡大山町名和791番地７、前住所鳥取県西伯郡大山町名和790番地１
債務者　伊澤　桂子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３６号
山口県下関市小月宮の町７番３―203号　有料老人ホームせせらぎの里、前住所山口県下関市彦島本村町３丁目10番16号
債務者　濱﨑フジエ
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
徳島県徳島市南沖洲２丁目６番38号
債務者　林　　知恵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
徳島地方裁判所民事部